

令和7年度

【人手不足に悩む市内企業の皆様へ】 人材確保・副業人材活用等支援事業費補助金

◆対象事業者

- 市内に主たる事業所を有する事業者
- 市と事業所の設置に係る協定を締結した事業者

◆補助対象事業・補助額

補助対象事業	補助率等	補助限度額
① 求人情報発信支援	1/2	15万円
② 副業・兼業人材活用事業	1/2	15万円
③ インターンシップ事業	定額。学生1人あたり1万円。	1事業者あたり上限10万円
④ スポットワーカー活用事業	1/2	5万円
⑤ 外国人材雇用・活用事業	1/2	50万円

1事業者につき80万円を上限とし、申請は1回限りとする

◆補助対象事業（内容）

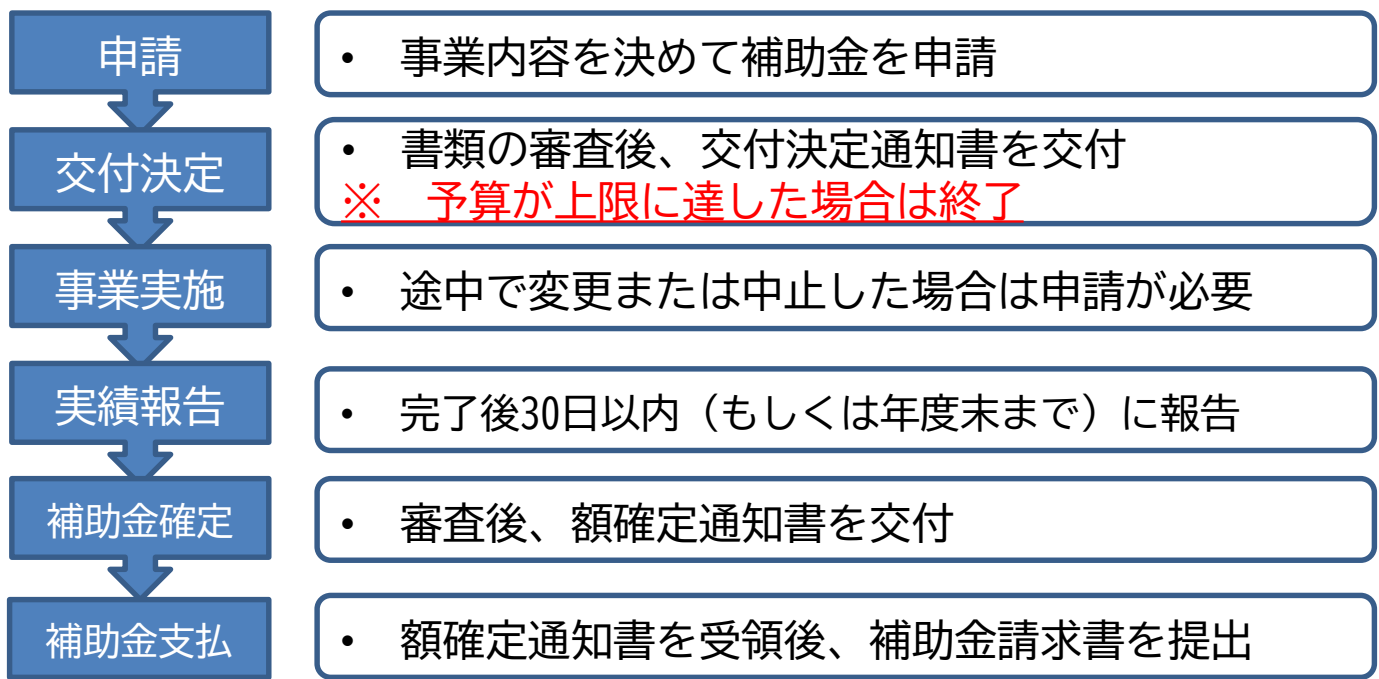
補助対象事業	内容
① 求人情報発信支援	・就職・転職情報サイトや求人情報誌への掲載に係る費用 ・採用を目的とした企業紹介動画制作に係る業務委託費用 ・採用に関するホームページの新規作成や改修に係る業務委託費用 ・その他求人情報発信に要する費用
② 副業・兼業人材活用事業	・経営課題解決に向けた副業・兼業人材の活用に係る業務委託費用
③ インターンシップ事業	・インターンシップを実施する事業者への補助
④ スポットワーカー活用事業	・スポットワーカーの活用に係る手数料（振込手数料は除く。）
⑤ 外国人材雇用・活用事業	・外国人雇用のコンサルティング業務活用に係る費用

※スポットワーカー活用事業：申請時において、利用実績がない事業者に限る

※外国人雇用・活用事業：申請時において、外国人雇用者5名以下の事業者に限る

《裏面へ》

◆補助金手続きフロー



※申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます

◆Q & A

Q1. どのような事業者が対象になるか？

A1. 条件として「市から運営費補助を受けていない団体」などいくつかありますが、ほとんどの市内事業者が対象となります。《詳細は事務局にお問い合わせください》

Q2. 上限の80万円になるのはどういう場合ですか？

A2. ①～⑤までの補助対象事業から、複数の事業を実施した場合。

Q3. 民間求人メディアとはどのようなものですか？

A3. 職業紹介会社が持つ求人サイトや新聞広告など、ハローワーク以外の民間媒体です。

Q4. 既に登録している求人サイトへの掲載料は対象となるか？

A4. 原則、今年度から新たに取組むものを対象としています。

Q5. 副業・兼業人材とはどのような人ですか？

A5. 普段は会社員として働きながら、勤務時間外に自身の専門知識やスキルを活用し、他社から業務委託を受ける人や本業以外に複数の仕事を同時に掛け持ちしている人をいいます。

Q6. 副業・兼業人材はどのように探すのですか？

A6. 山口県プロフェッショナル人材戦略拠点又は拠点に登録されている人材紹介会社を通してマッチングします。

Q7. スポットワーカーとはどのような人ですか？

A7. スポットワーク雇用仲介事業者等を介して、時間単位や1日単位の短時間・単発の従業員として、直接雇用で雇い入れられた労働者又は派遣労働者をいいます。

◆問い合わせ・申請先

長門市経済観光部産業政策課商工振興班

☎0837-23-1136

✉shoko.bussan@city.nagato.lg.jp